

官庁報告

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年 11 月 25 日に下記の日本工業規格を制定したので、同法第 16 条の規定に基づき公示する。

平成 18 年 11 月 27 日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
経済産業大臣 甘利 明
記

制定された日本工業規格

機械類の安全性 - ガードと共同するインタロック装置 - 設計及び選択のための原則	B 9710
機械類の安全性 - 両手操作制御装置 - 機能的側面及び設計原則	B 9712
機械類の安全性 - 予期しない起動の防止	B 9714
機械類の安全性 - 人体部位の接近速度に基づく保護設備の位置決め	B 9715
機械類の安全性 - ガード - 固定式及び可動式ガードの設計及び製作のための一般要求事項	B 9716

（内容省略）

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。
また、経済産業省産業技術環境局標準企画室、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条の規定に基づき、平成 18 年 11 月 25 日に下記の日本工業規格を制定したので、同法第 16 条の規定に基づき公示する。

平成 18 年 11 月 27 日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
経済産業大臣 甘利 明
記

制定された日本工業規格

医用電気機器 - 第 2 - 25 部：心電計の安全に関する個別要求事項	T 0601 - 2 - 25
--------------------------------------	-----------------

（内容省略）

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。
また、経済産業省産業技術環境局標準企画室、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 14 条の規定に基づき、平成 18 年 11 月 25 日に下記の日本工業規格を改正したので、同法第 16 条の規定に基づき公示する。

平成 18 年 11 月 27 日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
経済産業大臣 甘利 明
記

改正された日本工業規格

医用電子加速装置 - 安全	Z 4705
診断用一体形 X 線発生装置	Z 4711
乳房用 X 線装置及び乳房撮影定位装置 - 安全	Z 4751 - 2 - 45

(内容省略)

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。
また、経済産業省産業技術環境局標準企画室、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 14 条(改正廃止確認)の規定に基づき、平成 18 年 11 月 25 日に下記の日本工業規格を廃止したので、同法第 16 条の規定に基づき公示する。

平成 18 年 11 月 27 日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫
経済産業大臣 甘利 明

記

廃止された日本工業規格

医用電気機器の安全通則	T 1001
医用電気機器の安全性試験方法通則	T 1002
医用電気機器取扱説明書の様式	T 1005
医用電気機器図記号	T 1006
医用電気機器の警報通則	T 1031
ベクトル心電計	T 1114
臨床用観血式血圧計	T 1116
筋電計	T 1150
網膜電位計	T 1161
臨床用電子式スピロメータ	T 1170
鼻くう(腔)通気度計	T 1171
観血式血圧監視装置	T 1305
電子体温モニタ	T 1306
新生児監視装置	T 1308
臨床用多用途記録監視装置	T 1309
マイクロ波治療器	T 1353
除細動器	T 1355
体外式心臓ペースメーカー	T 1356
電気手術器(電気メス)	T 1453
A モード超音波診断装置	T 1503
手動走査 B モード超音波診断装置	T 1504
M モード超音波診断装置	T 1505
電子リニア走査式超音波診断装置	T 1507
輸液ポンプ	T 1653

日本工業標準調査会の調査審議を経て、工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 11 条の規定に基

づき、平成 18 年 11 月 25 日に下記の日本工業規格を制定したので、同法第 16 条の規定に基づき公示する。

平成 18 年 11 月 27 日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
経済産業大臣 甘利 明
記

制定された日本工業規格

医用電気機器 第 2 - 39 部：自動腹膜かん（灌）流用装置の安全に関する個別要求事項	T 0601 - 2 - 39
--	-----------------

（内容省略）

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。
また、経済産業省産業技術環境局標準企画室、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 14 条の規定に基づき、平成 18 年 11 月 25 日に下記の日本工業規格を改正したので、同法第 16 条の規定に基づき公示する。

平成 18 年 11 月 27 日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫
経済産業大臣 甘利 明
記

改正された日本工業規格

医療ガス配管設備	T 7101
----------	--------

（内容省略）

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。
また、経済産業省産業技術環境局標準企画室、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室においても閲覧に供する。